



2020年  
3月19日号

- トピックス
- I. ベトナム:新労働法の成立(第2回)
  - II. スリランカ:投資開発における環境関連法制
  - III. ミャンマー:会社の実質的所有者に関する届出義務

## I. ベトナム:新労働法の成立(第2回)

執筆者:大矢 和秀

前回に続いて、新労働法の主要改正点を概説します。

### 1. 労働契約の終了

労働契約の終了については種々の改正がなされていますが、実務上、重要と考えられる改正点は以下の通りです。

現行法では、有期労働契約の労働者については、(かなり広範ではあるものの)一定の法定事由がなければ、契約期間中は労働者側から一方的に契約を終了することはできませんでしたが、新労働法では、有期労働契約の契約期間中であっても、理由を問わず 30 日前に通知(12ヶ月未満の労働契約の場合は3営業日前に通知)することにより、労働者側から一方的に労働契約を終了できることとされました。また、一定の法定事由(セクシャルハラスメントを受けた場合など、現行法の法定事由と類似)がある場合は、事前の通知なく労働者側から一方的に労働契約を終了できることとされました。

使用者側からの一方的な契約終了事由としては、労働契約を締結する際に、従業員が虚偽の情報を提供した場合が追加されています。ベトナムでは、残念ながら経歴、学歴、資格等の詐称事案が少なからず見受けられますが、現行法では、そうした場合に使用者側から一方的に労働契約を終了できることが明記されていないため、実務上問題となっておりましたが、新労働法ではそうした不備が解消されています。

また、現行法では、労働者が定年に達した場合でも、社会保険受給のための雇用期間を満たさなければ、労働契約が終了しませんでした。新労働法では、定年に達する場合には、別途合意がない限りは、労使双方から労働契約を終了させることができるとされました。

### 2. 外国人労働者の労働許可証

現行法では、外国人労働者が取得する労働許可証の有効期間は最大で2年間で、延長は認められていませんが、実務上は、特に回数に制限はなく、またベトナムを出国することなく、新たな労働許可証を新規取得することが可能でした。新労働法では、労働許可証の有効期間は最大で2年間であることに変わりはないですが、1回のみ更新が認められており、更新の期間は最大で2

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

年間と定められています。現状の実務が維持されたまま、より簡易な手続で延長ができるのであれば、外国人労働者にとって望ましい改正ですが、一度更新をし、最大で4年間が経過した後について、新たな労働許可証の取得を認めない、または新規取得のためにベトナム国外に一度出国することが求められるような場合には、むしろ現状の実務から後退することになりますので、今後のガイダンスや実務上の運用の動向を注視する必要があります。

労働許可証の免除要件についても若干の変更があり、①有限責任会社の出資者または株式会社の取締役については、現行法では特段の追加要件なく労働許可証の取得が免除されていましたが、新労働法では政府が定める最低資本金を拠出する場合に限り、労働許可証の取得が免除されることとなり、また②新労働法では、配偶者がベトナム人であり、ベトナムに居住する場合が新たに免除事由に加えられています。

### 3. 定年年齢

現行法では男性が60歳、女性が55歳とされていますが、新労働法では、段階的に男性は62歳まで、女性は60歳まで引き上げられます。

### 4. 祝日の追加

建国記念日(9月2日)の前後いずれか1日が新たに公休日とされました。当該公休日と旧正月の公休日の具体的なスケジュールは、首相が毎年決定することとされました。

### 5. 労働者代表組織

現行法では、ベトナム労働総同盟(VGCL)に属する労働組合の設立のみ認められていましたが、新労働法では、VGCLから独立した労働者代表組織を立ち上げることもできるようになりました。

これに伴って実務的に大きな影響があると考えられるのは、社内に労働者代表組織が設置されていない場合に、現行法で求められている地域の上級組合との協議または立会いが不要となる点です。新労働法では、就業規則、賃金表、賃金テーブル、賞与規程を作成し、または懲戒処分を行う際であっても、社内に労働者代表組織が設置されていない場合には、地域の上級組合との協議または立会いは不要とされています。地域の上級組合の関与は、実務的には大きな負担となっており、それを避けられることが社内労働組合を設立する一つのメリットと言われてきましたが、新法により、そうした負担が解消される可能性があります。

こうした労働者代表組織に関する改正は、近時のベトナムの国際協定(CPTPP、EU・ベトナム FTA、ILO など)におけるコミットメントに対応したものです。憲法で労働者の政治-社会組織として定められているベトナム労働組合との関係や、実務への具体的な影響など、不透明な点も少なくなく、今後の実務動向を注視する必要があると考えられます。

### 6. その他

賃金表、賃金テーブルについては、新労働法でも作成、労働者代表組織がある場合には同組織との協議及び職場における公表が求められていますが、実務上は批判も多かった当局への通知については廃止されました。さらに、新労働法では、「政府の定める...作成原則に基づき」という文言が削除されていることから、同じく実務上批判されていた各等級ごとに5%の差異を設けなければならないという硬直的な制度が廃止される可能性があり、政令においてはその旨が明確化されることを期待したいところです。

また、休憩時間についての定めも改正され、新労働法では、一日の勤務時間が6時間以上の場合、最低30分(夜間勤務の場合は45分)の連続した休憩を与えることが求められており、シフト形式で6時間以上連続をする場合には、休憩時間も勤務時間にカウントするとしています。

現行法で3ヶ月に一度の開催が強制されていた職場における対話集会は、新労働法では最低年1回に変更されています。

新労働法では、労働契約を電子取引法に準拠した電子的形式により締結することも認められています。

その他、様々な改正が行われていますが、今後の下位規則の制定も含め、今後の実務動向を注視しつつ、2021年の施行に備

える必要があります。



おお や かずひで  
**大矢 和秀**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表  
[k\\_ohya@jurists.co.jp](mailto:k_ohya@jurists.co.jp)

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年1月よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A等幅広い案件に携わる。

## Ⅱ. スリランカ: 投資開発における環境関連法制<sup>1</sup>

執筆者: 鈴木 多恵子、川村 興平

30年にわたる内戦終結以降、スリランカへの投資は継続して活発であり、日本からも、ODAにより道路、水道、空港等インフラ分野を中心として、近時はほぼ毎年のように数百億円規模の投資が行われてきています。昨年にはコロンボ南港東コンテナターミナル開発事業についてのスリランカ、インドおよび日本3か国の協力も発表され<sup>2</sup>、港湾関連の施設や周辺道路の整備といったプロジェクトに日本企業が参加する可能性もあります。本稿では、日本企業がスリランカでのプロジェクトに参加する場合に問題となり得るスリランカの環境関連法制を概説します。

### 1. 環境影響評価の実施

スリランカの国家環境法(The National Environmental Act No 47 of 1980)は、一定のプロジェクトについて環境影響評価(Environmental Impact Assessment Report: 以下「EIA」)の実施を義務付けています。EIAには、予想される環境への影響、環境の観点からのコスト／ベネフィット分析、プロジェクトの概要、回避可能なまたは回避できない環境への悪影響、より有害でない他の方法および他の方法が採れなかった理由、ならびに、投入される資源であって回復しがたいものの概要等について詳細に記載する必要があります。これに加えて、(プロジェクトの承認手続に関する)国家環境規則(The National Environmental (Procedure for Approval of Projects) Regulations No 1 of 1993 as contained in Gazette Extraordinary No 772/22 of 24th June 1993)は、想定される作業の範囲やスコープを定める「環境スコープ」をEIAに組み込む必要があると規定しています。

実務上、EIAの手続は、プロジェクトの複雑さに応じて、数ヶ月から場合によっては数年に及ぶ可能性があります。例えば、インド洋で269ヘクタール<sup>3</sup>とも言われる大規模な埋立てを行うことによりコロンボ市を海側に拡大させ再開発する、いわゆるPort Cityプロジェクトのような大型プロジェクトの場合、EIAについても海洋生態系への影響や社会経済学的な影響等細部の記載まで求められるというケースもあるようです。したがって、スリランカのプロジェクトへの参加を検討している日系企業は、スケジュールを立てるに当たり、EIA手続も考慮に入れる必要があります。

### 2. 埋立て・採掘等に関する許認可

プロジェクトが埋立てや採掘等の行為を含む場合、プロジェクトの実施者は、法令が定める所定の許可・承認を取得する必要があります。例えば、海の埋立てによる土地への建物建設や、埋立地の賃貸借や処分については、州土地規則(State Land Ordinance)に基づき大統領の承認を要する等、プロジェクトによっては大統領レベルの承認を要する場合があります。また、海岸や海底での鉱石の採掘の許可には、採掘・鉱石法(The Mines and Minerals Act No 33 of 1992)により、内閣の所管大臣の承認を要します。

### 3. 市民によるプロジェクトへの異議申立て

スリランカの市民には、基本的人権の一環として、天然資源の濫用につながるような巨大プロジェクトに対する異議申立ての権

<sup>1</sup> 本稿作成に際しては、ドバイの Afridi & Angell Legal Consultants 所属のスリランカ法資格弁護士である Chatura Randeniya 氏および Sulakshana Senanayake 氏に協力を得ました。

<sup>2</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/cap2/page6\\_000327.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/cap2/page6_000327.html)

<sup>3</sup> <https://www.portcitycolombo.lk/about/>

利があると考えられています。これはスリランカ憲法第 12 条第 1 項と Eppawela 事件判決(2000 3 SLR 243)<sup>4</sup>に基づく公益的訴訟  
手続として位置付けられます。

当該訴訟が申し立てられる場合、訴訟の相手方はプロジェクトに関係する当事者であり、申立人側が求める救済方法の内容に  
よっては、スリランカ国内企業のみならず海外企業も訴訟に巻き込まれる可能性があります。同判例によれば、スリランカ最高裁  
判所は、相手方当事者とプロジェクトとの間に十分な関連性があり、かつ相手方当事者がプロジェクトに関与している場合には、  
相手方当事者にプロジェクトの中断を命ずることができることとされています。加えて、裁判所がプロジェクトの結果何らかの損害が生  
じていると判断する場合には、損害賠償を命ずることも可能とされていますので、日系企業であってもプロジェクトへの参加につ  
いては適切かつ十分なリスク評価・管理が求められます。

#### 4. おわりに

インフラビジネスでは環境問題に関連するリスクを考慮すべきケースが少なくありませんが、スリランカについても同様であり、プ  
ロジェクトの組成や受注に当たっては環境関連法制を正しく理解するとともに、それに起因するリスクを十分に考慮する必要があ  
ります。



すずき た え こ  
**鈴木 多恵子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[t2\\_suzuki@jurists.co.jp](mailto:t2_suzuki@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。スリランカ、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール等の南アジア諸国を中心とする日系  
企業の進出、投資、現地での紛争、労務、当局対応等のビジネス法務案件を担当。スリランカについては M&A、フ  
ァイナンス、紛争対応案件に実績を有する。2012-2013年インドの法律事務所に出向。



かわむら こうへい  
**川村 興平**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[k\\_kawamura@jurists.co.jp](mailto:k_kawamura@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。英国留学(2014-2015年)、大手建設会社への出向(2015-2018年)を経て、現在は東京事務所に  
所属し、アジア地域を含め国内外の建設・EPC プロジェクト案件、紛争、会社法務を担当。

<sup>4</sup> スリランカ北部の集落 Eppawela で 1971 年にリン鉱床が発見されたことを契機として、当該地区のリン鉱床の採掘・開発が計画され、スリランカ政  
府と米国企業との間で、当該米国企業に対する Eppawela リン鉱床の探索・採掘権の付与を含む投資契約の締結が検討されましたが、これが基本  
的人権の侵害に当たるとして Eppawela の住民等 7 名が訴えを提起しました。スリランカ最高裁判所は、契約締結およびその後の開発が自然環境  
に与える影響等について検討した上で、契約締結により原告の基本的な人権に差し迫った侵害があると認め、Eppawela リン鉱床投資契約の締結を  
差し止めました。



### Ⅲ. ミャンマー: 会社の実質的所有者に関する届出義務

執筆者: 鈴木 健文

ミャンマーでは、近時、マネーロンダリング規制執行の一環として、会社の実質的所有者を、会社登記の監督機関に対して報告することが義務づけられました(以下、かかる報告義務を「本報告義務」といいます。)。本報告義務は、2020年3月10日時点では、当局における運用が開始されておらず、報告を行うことも出来ませんが、当局は、本報告義務の運用開始に向けて準備中とのことであり、近い将来における運用の開始が予想されます。本稿では、本報告義務の概要を説明します。

#### 1. 本指令の位置づけ

反マネーロンダリング法では、金融機関は、顧客の実質的所有者に関する情報等について、顧客のデューデリジエンスを行った際等に収集する義務がありましたが、顧客が自身の実質的所有者に関する情報を当局に開示するような義務は特に定められていませんでした。

この点、反マネーロンダリング法の執行の一環として、会社に関する執行・監督機関である Directorate of Investment and Company Administration (以下「DICA」といいます。)は、2019年11月に指令(以下「本指令」といいます。)を公布し、2020年1月以降、会社等に対して、会社等の実質的所有者に関する情報を DICA に対して報告する義務を課すこととしました(2020年3月10日時点では、運用は開始されていません。)。本指令は、会社、組合、その他法人等を適用対象とするとされており、ミャンマーに設立された会社等に広く適用されるものと考えられます。

#### 2. 実質的所有者の定義

本指令においてその情報の報告を要する実質的所有者は、次の者を意味しています<sup>5</sup>。

- ① 直接・間接に5%超の株式又は議決権を有する者
- ② 直接・間接に取締役会の過半数の選解任権を有する者
- ③ 会社等に対して重要な影響を及ぼす権利・支配する権利を有する者、又は実際に影響を及ぼしている者・支配している者

#### 3. 本報告義務の内容

本指令に基づき、会社等は次の義務を負います。

- ① 会社等の実質的所有者に関する最新情報を取得し、維持した上で、DICA 及び税務当局に適時に提出する義務
- ② 会社等の全ての基礎情報及び実質的所有者に関する入手可能な情報を提供するなどして当局に協力する事を目的として、DICA との連絡を行うミャンマー国内に居住する1名以上の自然人又は非金融代理事業者(Designated Non-Financial Business and Professions)<sup>6</sup>を任命し、実質的所有者確定に関して DICA に協力する義務<sup>7</sup>

<sup>5</sup> なお、反マネーロンダリング法では、実質的所有者とは顧客を主として所有・支配している者、又は第三者に取引を行う権限を委任している者(これらには、会社等を実質的に支配を及ぼす者も含まれます。)と定義されており、本指令における実質的所有者と(ある程度オーバーラップすると考えられるものの)異なる定義がなされています。

<sup>6</sup> 事業として、会社等の設立エージェントや取締役等を務める者や、会社等の登録住所を提供する者、あるいは弁護士等を含む会社の設立等に関するサービスを提供する者などを意味します。

<sup>7</sup> かかる自然人等の任命義務がどのように運用されるのか、2020年3月10日時点では不明です。開示されている実質的所有者のパイロット情報では、開示情報に関する連絡先となる者が表示されており、かかる連絡先を意味する可能性があります。

#### 4. パイロットプログラムにて開示されている情報項目

本指令によれば、会社等が本報告義務を履行するに当たっては、DICA のウェブサイト上において利用可能となるオンラインフォームによって申請することとされています。この点、2020年3月10日時点では、報告手続は未整備であり、実際の報告は開始されていません。もともと、163社の会社等を対象に2019年11月から12月にはパイロットとして報告手続が実施された模様であり、2020年3月10日現在、DICA ウェブサイトでは、開示を許可した会社の実質的所有者に関する情報が開示されています。かかる開示情報では、実質的所有者の次の情報が開示されています。

- ✓ 法人・個人の別
- ✓ 氏名
- ✓ 個人識別番号
- ✓ 性別
- ✓ 国籍
- ✓ 居住国
- ✓ 生年月日
- ✓ Email アドレス
- ✓ 電話番号
- ✓ 保有株式数
- ✓ 株式を取得した日
- ✓ 株式保有割合
- ✓ 重要な公務に携わっていた者<sup>8</sup>との密接な関係の有無

実質的所有者として報告することで、実質的所有者の個人情報が開示情報とされることとなりますが、本指令においてもこの点に一定の配慮はなされており、実質的所有者に関する情報が登録されることで実質的所有者が損害等を被るような場合には、かかる情報の保護を求めることができるとされています。この場合、会社の基本的な情報のみが公開され、実質的所有者の情報については当局のみ閲覧可能となるとされています。

#### 5. 本報告義務の懈怠

本報告義務の懈怠を含む本指令の違反については、反マネーロンダリング法に基づき処罰されるとされています。この点、反マネーロンダリング法で定められている複数の処罰規定のいずれに当たるのか明確ではありませんが、例えば、管轄当局に対して開示すべき情報を故意又は過失によって隠匿することは処罰の対象とされており、かかる規定などが適用される可能性があります(その場合の刑罰は、3年以下の自由刑、又は罰金の併科。会社等の違反については3億チャット以下の罰金。)

#### 6. 終わりに

本指令による本報告義務は、2020年3月10日現在において運用が開始されていませんが、近い将来において運用が開始することが予想されます。適用対象はミャンマーで事業活動を行っている会社等を広く対象とし得るものである一方、その懈怠については処罰の対象となる可能性もあるため、運用が開始された場合には本報告義務を懈怠しないよう留意する必要があります。なお、ミャンマーでは当局における情報開示が十分ではないことがあり、明確な案内等がないまま気づかないうちに新運用の開始や法改正の施行がなされていることがあります。実質的所有者については、DICA に専用ページ<sup>9</sup>が設けられており、運用開始時にはかかる専用ページに案内が掲載される可能性があるため、定期的にかかるページを訪問するなどして最新の動向に留意

<sup>8</sup> 分野・当局に応じて細かく指定されていますが、おおむね Director 以上のランクのものを意味しているようです。

<sup>9</sup> <https://bo.dica.gov.mm/>

する必要があります。



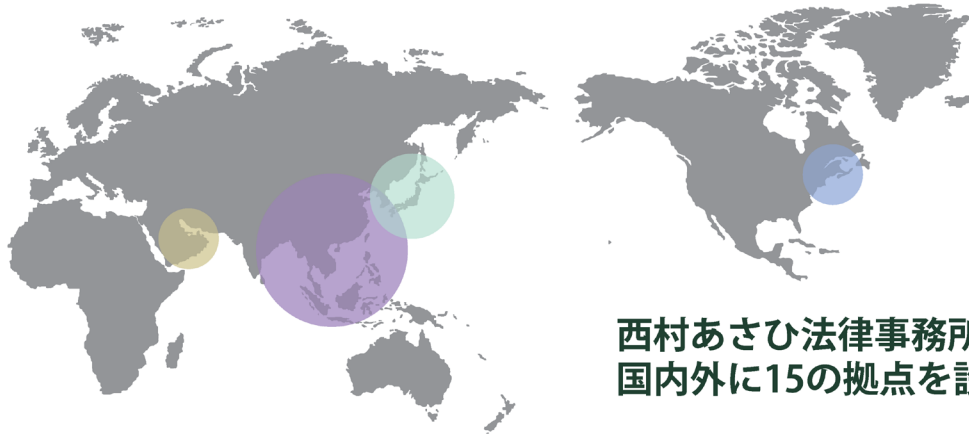
すずき たけふみ  
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ta\\_suzuki@jurists.co.jp](mailto:ta_suzuki@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。また、2016年、2019年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託。その他ミャンマー裁判官へのビジネス法務に関する法教育にも関与。現在は、クロスボーダーの M&A、コーポレート案件に携わる他、ミャンマー法務全般に深く携わっている。近著に「別冊 NBL No.171 ミャンマー不動産法の理論と実務」(共著)がある。





西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に15の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600 E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正<sup>士</sup>

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

**Rosetini & Partners Law Firm**  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### ヤンゴン

Tel +95-1-382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所 \*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。